

令和2年度

第4回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和2年7月14日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和2年度第4回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター5階美術・視聴覚室に招集した。

<会議に付した議案>

| | | |
|-------|---------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 28件 |
| 議案第3号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について | 1件 |
| 議案第4号 | 千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について | 9件 |
| 議案第5号 | 農用地利用配分計画(案)の意見について | 1件 |
| 議案第6号 | 農地等利用の最適化推進施策等に関する意見書について | |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について | 1件 |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について | 11件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について | 41件 |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について | 1項 |
| 報告第5号 | 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 9件 |

<出席委員> (17名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------------|
| 1番 | 石井一也 | 2番 | 市原律子 |
| 3番 | 横山清亮 | 4番 | 小川友安 |
| 5番 | 清宮惠理子 | 6番 | 齊藤憲次 |
| 7番 | 浅川政明 | 8番 | 長谷川秀明 |
| 9番 | 高橋芳和 | 10番 | 竹下洋一 |
| 11番 | 秋庭重樹 | 12番 | 中村浩道 |
| 13番 | 西郡高夫 | 14番 | 伊原茂久(職務代理者) |
| 15番 | 齊藤元治 | 16番 | 長谷部衡平(会長) |
| 17番 | 橋本泉 | | |

<事務局説明員>

| | | | |
|--------|-------|-------------|------|
| 事務局長 | 表谷拓郎 | 次長 | 岡本茂之 |
| 次長補佐 | 天野秦男 | 農地利用最適化推進班長 | 江上章子 |
| 農地保全班長 | 原田賢一 | 農地審査班長 | 小堀紀明 |
| 農地指導班長 | 長谷川隆之 | | |

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和2年度第4回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。
本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 9番 秋庭 重樹 委員
議席番号10番 中村 浩道 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(橋本班長)

ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区上泉町に在住の方が、義務者であります若葉区上泉町に在住の方が所有する若葉区更科町及び同区上泉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都墨田区に在住の方が、義務者であります埼玉県川越市に在住の方が所有する緑区土気町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

浅川委員

第2項は土気町の農地に東京都墨田区の権利者が耕作することになりますが、通いで行うのでしょうか。

事務局

権利者の妹が土気町に別邸を持っており、そこから週に3～4日程度通作する予定です。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。

議案第2号ですが、第1項から第23項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

本案件は、第2項から第4項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書2ページ及び3ページをご覧ください。

お手元の資料3ページから5ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に1.8キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

次に第5項です。

本案件は、第6項から第18項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書4ページから10ページをご覧ください。

お手元の資料6ページから8ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権設定及び所有権移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地が広がっております。

被害防除は、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第19項です。

議案書11ページをご覧ください。

お手元の資料9ページから11ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立源小学校から北西に約200メートルに

位置する農地です。

農地区分は、下水道管・ガス管が埋設された沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と中学校があることから第3種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は住宅が広がっております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第20項です。

お手元の資料12ページから14ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成幕張駅から北に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、オーバーフロー分を雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第21項です。

本案件は、第22項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書12ページをご覧ください。

お手元の資料15ページから17ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から北東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることか

ら、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第23項です。

議案書13ページをご覧ください。

お手元の資料18ページから20ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR誉田駅から北東に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第24項です。

お手元の資料21ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第25項です。

議案書14ページをご覧ください。

お手元の資料22ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR誉田駅から東に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第26項です。

お手元の資料23ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成・学園前駅から南西に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第27項です。

本案件は、第28項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書15ページをご覧ください。

お手元の資料24ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成ちはら台駅から南西に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、既存の側溝及び素掘り側溝により、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

清宮委員

第1項から第4項についてお尋ねします。昨年の台風被害で申請地は大雨で冠水したりしていないのでしょうか。大雨により太陽光パネルが流れ出ることがあってはならないと思います。

議長
(長谷部会長)

昔は、大雨による被害が多くみられた地域でしたが、最近はそうでもないと思います。ただし、転用事業者にはその点にも配慮して施工をしてもらいたい。

清宮委員

第5項から第18項の案件について、申請地隣接する土地所有者への同意などは確実にとれているのでしょうか。

事務局

事業への反対がされているとは聞いていません。

清宮委員

地域住民への説明会は行っていますか。

事務局

各戸への訪問と、不在の場合のポスティングを行っています。不在者に対しては再度の訪問をするようにとの指導も行っています。地域住民の8割程度には説明済みと聞いています。

秋庭委員

本件申請地の権利設定は、売買による所有権移転と、地上権設定に分かれますが、このような結果となった理由を教えてください。

事務局

地上権設定となったのは、土地所有者に売却の意思がなかったためです。

事前審査第2班
(楢本班長)

第1項から第18項の太陽光発電事業について、事前審査第2班で調査した内容についてお伝えします。

まず、1点目には、周辺住民への説明について、地域住民を集めた説明会は行っていないが、個別に各戸を訪ねて説明しているとのことでした。事業内容についてどこまで詳細に説明が尽くされたかは把握できていません。

2点目に、第5項から第18項の案件における、西側の一部が不自然に申請土地から除かれているのは赤道であるとのことでした。

3点目に第1項から第4項の案件について、事業区域の中心の田が申請土地から除かれているのは、実際に土地所有者が耕作をしているためです。取水については、継続できるよう事業者が配慮するとのことでした。

秋庭委員

今ここで、農業委員会が本件に関して許可という処分を決定することが適当な時期なのか疑問に思います。

清宮委員

事業者の地元への説明がまだ、尽くされていないように思います。戸別訪問ではなく、全体の地元説明会であれば、もっと地権者が言いたいことを言える機会になるのではないのでしょうか。

事前審査第2班
(楢本班長)

第1項から第4項の申請地は、転用事業地の中心部分においては水稻をおこなっていますが、その他の部分の農地は耕作放棄地です。第5項から第18項についても同様に耕作放棄地になって長く経っているところです。土地改良もされていない土地なので、転用もやむを得ないと思われるような土地です。

しかしながら、地元地権者への説明が尽くされていないという問題は残ります。これについては、所管が農業委員会ではなく環境局になるので、環境局への申し入れをすることで、解決すべきで、太陽光発電事業実施そのものの可否は農地法の中では判断されるものではないと考えます。

浅川委員

地上権設定した土地は、事業終了後に地権者へ返還されると思いますが、その際の復旧はどのような状態を想定すればよいのでしょうか。また、地目はどうなっているのでしょうか。

事務局

20年間の売電期間が終了した際には、太陽光パネル等の発電設備を撤去して、更地に戻すことになります。

地目については、土地の所有者が登記手続きを行うものではありませんが、転用がなされておれば通常は雑種地として扱うものです。

秋庭委員

地上権設定の期間は何年ですか。

事務局

本件においては、21年間で契約しています。

長谷川委員

秋庭委員から先ほど、本件は決議に関し保留もあり得るのではという、意見が出ました。実際に保留にした場合の問題点はどのようなものですか。

事務局

農地転用の許可要件を満たしている事案について、許可が行われないことは不適切な状態になります。

先ほどから、問題となっている地元説明については、経済産業省のガイドラインにおいて、説明会を開催すること自体を義務づけているものではなく、地域の住民への事業説明を行って事業を進めていくことを指導している内容です。

長谷川委員

許可に当たっては、周辺の田への取水に影響が出ないような施工を行うことを条件にしたいです。

事務局

長谷川委員のおっしゃった事項については、改めて事業者に話を伝えます。また、地元水利組合への説明会で、事業について反対等の意見が出た場合には事実上、事業の開始は難しくなると思われる。

齋藤委員

太陽光発電事業が不許可になる要因としては、どんなものがあるのでしょうか。

事務局

許可基準自体は、通常の転用案件に同じく立地基準と一般基準で審査されるものです。審査基準外の部分では、行政指導として事業者には総会で審議された内容を伝えていくことは可能です。

事前審査第2班
(楢本班長)

事前審査第2班は、第1項から第4項と第5項から第18項ともに事前審査会の審議の中で許可相当と判断しました。その理由は、議案第1項から第4項の申請地中心で耕作している田への取水については、事業者がしかるべく対応すると約束しているこ

と、第5項から第18項の申請地については周辺農地を含め遊休農地となっており、取水の問題は起きないと考えたことからです。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成多数でございますので、議案第2号は許可と決定いたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。
議案書の16ページをご覧ください。
第1項です。
若葉区若松町に在住の方が所有している、同町の畑1筆、面積1,742平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和2年6月29日の現地調査により、鈴木推進委員に確認していただきました。
買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。
事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。
説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

———— 質問・意見等 ————

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、承認と決定いたします。

次に、議案第4号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第8項について、権利者が〇〇〇〇委員となっております。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに、関係委員にご退室いただいた上で、第8項を審議、採決し、その後、関係委員に再入室いただき、第1項から第7項及び第9項を審議、採決することとします。

それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

退室

—— 関係委員退室 ——

議長
(長谷部会長)

それでは、第8項について、説明をお願いします。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

20ページをご覧ください。

第8項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業のうち一括方式に係る案件です。

若葉区中野町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑5筆、合計面積5,125平方メートルに使用貸借権を設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ほうれん草、小松菜」です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第8項については、原案どおり決定いたします。
それでは、関係委員にご入室いただきます。

入室

——— 関係委員入室 ———

議長
(長谷部会長)

それでは、第1項から第7項及び第9項について、説明をお願いします。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。
議案書の17ページをご覧ください。
第1項は、花見川区武石町の農家の方が、同区幕張町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積591平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ニンジン、ネギ、キャベツ」です。
第2項は、若葉区小間子町の農家の方が、同町在住の方、他1名が所有する同町の畑3筆、合計面積4,000平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ニンジン、スイカ、トマト」です。
権利者は高齢ですが、子が後継者として従事しています。

次に、18ページをご覧ください。

第3項は、若葉区桜木の農家の方が、同区加曽利町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積4,396平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「トマト、オクラ」です。

第4項から21ページの第9項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。うち第4項から第7項は一括方式の農地中間管理事業です。

第4項から19ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。

お手元の資料は、25ページから34ページをご参照ください。青年等就農計画認定申請書を添付しております。

緑区土気町在住の新規就農予定者が、同町在住の方、他1名が所有する同町の畑6筆、合計面積5,361平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、作付品目は「ねぎ、ミニトマト、小松菜」です。権利者は、千葉県立農業大学校において2年間の研修を受けるとともに、約1年間、市内の農地所有適格法人において、トマト栽培に従事していました。また、本年6月には、市農政センターが主体となって就農準備会を開催し、千葉県農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、青年等就農計画について協議したところです。

第6項から20ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区大広町在住の農家の方が、若葉区川井町在住の方、他1名が所有する同町の畑8筆、合計面積7,746平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「麦、そば」です。権利者は高齢ですが、現在も繁忙期には従事している子が後継者となる予定です。

次に、21ページをご覧ください。

第9項は、2段階方式の農地中間管理事業に関する案件です。

花見川区武石町在住の方が所有する同町の田2筆、合計面積988平方メートルに使用賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第9項は、農地中間管理機構が作成する議案第5号の「農用地利用配分計画案」に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

第1項から第9項の合計面積は、28,207平方メートルで

す。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第1項から第7項及び第9項についても、原案どおり決定といたします。

次に、議案第5号「農用地利用配分計画案の意見について」を上程いたします

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。

議案書の22ページをお願いします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、議案第4号第9項でご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の維持を希望する担い手へ貸し付けるため、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたものです。

中間管理事業の手続きにつきましては、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きをまとめて行う一括方式が導入されたところですが、本案件は、これらの手続きを2段階に分

けて行う従来方式の後半部分にあたります。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。

第1項は、花見川区武石町の田2筆、合計面積988平方メートルを、同町の農家の方に使用貸借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和7年7月31日までの約5年間、権利者の作付品目は「水稻」です。

権利者は高齢ですが、現在も繁忙期には従事している子が後継者となる予定です。

事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、

「意見なし」と決定いたします。

次に、議案第6号「農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書について」です。

事務局より説明願います。

事務局

議案書別冊をご覧ください。

「農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書」についてです。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会は農地等の利用最適化に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関係

行政機関等に対し、農地等利用の最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないこととなりました。

任期半ばの平成30年11月には、農業委員・推進委員の皆様からいただいた意見により意見書を作成し、市長に提出したところですが、この度、任期満了を迎えるにあたり、改めて市長に意見書を提出することといたしました。

本年6月下旬に農業委員・推進委員の皆様へ素案について追加・修正の意見提出をお願いしたところ、意見提出はありませんでした。

これにより、改めて農地利用最適化推進委員連絡協議会では、総会に意見書を提出することについての書面協議をした結果、賛成の決議がされたことにより、本議案が提出されるに至りました。

本日の総会での決議後、7月17日に市長に対し、農業委員会として意見書を提出いたします。

意見書を受けた市は、その内容について実施を検討し、施策へ反映していくこととなっております。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事務局の説明通り、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。
議案書の23ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の24ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の25ページまでに11件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の26ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の31ページまでに41件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の32ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、9件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和2年度第4回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

うございました。

閉 会 （ 午前11時30分 ）